

宮城県太陽光発電保守点検事業者データベース登録制度実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、太陽光発電の長期安定的な発電の継続に向けたサポート体制を構築することを目的に、知事が定める要件を満たす太陽光発電保守点検事業者をデータベースに登録し、公表することについて必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2 この要領において、「太陽光発電保守点検事業者」とは、発電事業者等の依頼により、太陽光発電設備の保守点検業務を行う事業者をいう。

(登録の申請)

第3 太陽光発電保守点検事業者データベースへの登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、太陽光発電保守点検事業者データベース登録申請書（別記第1号様式）に必要書類を添えて、知事に提出するものとする。

(登録)

第4 知事は、登録申請者が次の1から3までに掲げる要件のいずれにも適合すると認めるときは、太陽光発電保守点検事業者データベースに登録し、太陽光発電保守点検事業者データベース登録通知書（別記第2号様式）により、その旨を通知する。

- 1 県内に本社又は事業所を有する法人又は個人であること
- 2 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）（以下「電気工事業法」という。）の規定による次の各号のいずれかの登録等を受けていること
 - (1) 第3条第1項及び第3項の登録
 - (2) 第17条の2第1項の通知
 - (3) 第34条第4項又は第5項の届出
- 3 次のいずれにも該当しないこと
 - (1) 宮城県暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第4号の暴力団員若しくは同条第2号の暴力団若しくは同条第3号の暴力団員と密接な関係を有する者
 - (2) 法人にあつては、その役員のうち（1）に該当する者のあるもの
 - (3) 本制度による登録を取り消され、又は電気工事業法その他関係法令に違反し処分等を受けた場合にあつては、その処分等の日から2年を経過しない者
 - (4) 知事が登録事業者として不相当と認める者

(登録事業者の責務)

第5 第4の規定により登録を受けた太陽光発電保守点検事業者（以下「登録事業者」と

いう。)は、電気工事業法その他関係法令の遵守の下、太陽光発電設備の保守点検業務を適切に行わなければならない。

2 登録事業者は、保守点検業務に係る契約状況について、太陽光発電保守点検業務状況報告書（別記第3号様式）により、毎年5月末までに知事に報告するものとする。

（登録事項の変更）

第6 登録事業者は、登録事項に変更が生じた場合は、太陽光発電保守点検事業者データベース登録事項変更届（別記第4号様式）を知事に提出するものとする。

（登録の廃止）

第7 登録事業者は、次の1から3までのいずれかに該当する場合は、太陽光発電保守点検事業者データベース登録廃止届（別記第5号様式）を知事に提出するものとする。

- 1 第2に規定する保守点検業務を行わなくなったとき
- 2 第4の1、2及び3に掲げる要件に適合しなくなったとき
- 3 登録を辞退しようとするとき

（登録の取消）

第8 知事は、登録事業者が第7の1又は2に該当することが判明した場合若しくは不正な手段により登録を受けたことが判明した場合は、登録を取り消すことができる。

（登録事業者の公表）

第9 知事は、登録事業者をホームページで公表し、発電事業者等への広報を図るものとする。

（免責）

第10 知事は、登録事業者が行う取引や契約等に関与しないものとし、発電事業者等との間で生じたトラブルや損害等について、いかなる責任も負わないものとする。

（その他）

第11 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成30年12月13日から施行する。

この要領は、令和3年8月27日から施行する。